

感対第 81-2 号
令和 5 (2023) 年 4 月 28 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

「栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部（正式名称：栃木県新型インフルエンザ等対策本部）」の廃止について

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

このことについて、令和 5 年 4 月 28 日、国において『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることが、別紙 1 のとおり示されました。

本県においても、第 98 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、法第 25 条の規定に基づき、「栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部（正式名称：栃木県新型インフルエンザ等対策本部）」は令和 5 年 5 月 7 日をもって廃止することを決定しました。

つきましては、貴団体員等に対し、国及び本県の決定事項について周知してまいりますようお願いいたします。

（別紙 1）国事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

【5 月 7 日までの連絡先】

栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 0570-666-983

【5 月 8 日以降の連絡先】

新型コロナ総合相談コールセンター
TEL 0570-550-096